

茂原市地域まちづくり協議会の認定等に関する要綱を次のように定める。

平成28年11月25日

茂原市長 田中豊彦

茂原市告示第126号

茂原市地域まちづくり協議会の認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民が地域のことを自ら考え、地域におけるまちづくりに自ら取り組むために地域において設置される団体を地域まちづくり協議会として認定することにより、市が、茂原市まちづくり条例（平成27年茂原市条例第23号）第17条第3項の規定による支援を行うことを目的とする。

(認定の要件)

第2条 市長は、活動の対象となる地域（以下「活動地域」という。）内の地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）を中心に、活動地域内に居住する市民（以下「市民」という。）の利益及び活動地域の活性化に資することを目的に組織された団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体を、地域まちづくり協議会として認定することができる。

(1) おおむね小学校区を活動地域とする団体

(2) 市民による発意に基づき設置される団体又は既に設置されている団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動をする団体は、認定の対象としない。

(1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

(2) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が関与している活動

(5) その他地域におけるまちづくりに資するものと認められない活動

3 市長が認定する地域まちづくり協議会は、1小学校区当たり1団体とする。ただし、活動地域の実情により、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(地域まちづくり協議会の構成員)

第3条 地域まちづくり協議会は、次の者を構成員とする。

(1) 活動地域に居住し、通勤し、又は通学する個人

(2) 活動地域に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

(3) 活動地域において事業又は活動を行う個人、法人及びその他の団体

(地域まちづくり協議会の認定申請)

第4条 認定を受けようとする団体は、茂原市地域まちづくり協議会認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 会則及び会員名簿

(2) 事業計画書、予算書及び決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の提出を受けたときは、地域まちづくり協議会の認定の可否を決定し、その旨を、当該団体に対して、茂原市地域まちづくり協議会認定審査結果通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(地域まちづくり協議会に係る申請事項の変更)

第5条 認定協議会（前条第2項で認定された団体をいう。以下同じ。）は、申請した事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、茂原市地域まちづくり協議会変更認定申請書（別記第3号様式）及び前条第1項各号に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出を受けたときは、前条第2項の規定を準用し、当該認定協議会に対して、茂原市地域まちづくり協議会変更認定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(認定協議会の認定取消し)

第6条 認定協議会が、認定の取消しを希望するときは、茂原市地域まちづくり協議会認定取消申請書（別記第5号様式）を遅滞なく市長に提出するものとする。

2 市長は、認定協議会が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 地域まちづくり協議会の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 市から受けた支援等について、著しく不当な行為があったとき。

3 市長は、第1項の提出を受けたとき、又は第2項の認定の取消しを決定したときは、当該認定協議会に対して、茂原市地域まちづくり協議会認定取消通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（認定協議会への支援）

第7条 市長は、認定協議会に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 市の広報媒体等を活用した認定協議会の情報及び活動状況の公表
- (2) 地域のまちづくりに関する情報の提供
- (3) 認定協議会間の交流促進のための場所及び機会の提供
- (4) 機材等の貸出し
- (5) その他予算の範囲内において市長が必要と認める支援

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第2号様式（第4条第2項）

茂原市地域まちづくり協議会認定審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、茂原市地域まちづくり協議会の認定等に関する要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 審査結果 貴団体を地域まちづくり協議会として 認定します。
認定しません。

第 3 号様式（第 5 条第 1 項）

茂原市地域まちづくり協議会変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 茂原市長

住所

団体名

代表者名

年 月 日付け 第 号で認定を受けたこのことについて、申請した事項に変更があったため、茂原市地域まちづくり協議会の認定等に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

事務所の所在地			
団体名		代表者氏名	
活動地域			
連絡先	住所		
	担当者名		
	電話番号		FAX
	E-mail		
	ホームページ		
設立年月	年 月	会員数	人
団体の目的及び活動内容	<input type="checkbox"/> 保健、医療又は福祉の増進 <input type="checkbox"/> 人権の擁護又は平和の推進 <input type="checkbox"/> 社会教育の推進 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> まちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の形成の促進 <input type="checkbox"/> 観光の振興 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 農村地域の振興 <input type="checkbox"/> 情報化社会の発展 <input type="checkbox"/> 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input type="checkbox"/> 消費者の保護 <input type="checkbox"/> 上記の事業を行う団体の運営又は事業に関する連絡、助言又は援助の事業 <input type="checkbox"/> その他 ()		
上位団体及び関連団体等			

第4号様式(第5条第2項)

茂原市地域まちづくり協議会変更認定通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、茂原市地域まちづくり協議会の認定等に関する要綱第5条第2項の規定により、通知します。

第5号様式（第6条第1項）

茂原市地域まちづくり協議会認定取消申請書

年 月 日

（宛先）茂原市長

住所

団体名

代表者名

年 月 日付け 第 号で認定を受けたこのことについて、認定の
取消しを希望するため、茂原市地域まちづくり協議会の認定等に関する要綱第6条第1項
の規定により、以下のとおり申請します。

事務所の所在地			
団体名		代表者氏名	
活動地域			
当初の認定日	年 月 日	第 号	
最終認定変更日	年 月 日	第 号	
認定取消しの理由			

第6号様式（第6条第3項）

茂原市地域まちづくり協議会認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

茂原市長

茂原市地域まちづくり協議会の認定等に関する要綱第6条第3項の規定により、貴協議会の認定を取消しましたので、通知します。

事務所の所在地			
団体名		代表者氏名	
活動地域			
当初の認定日	年 月 日	第 号	
最終認定変更日	年 月 日	第 号	
認定取消しの理由			